

通関業許可条件の変更について

通関業法第3条第2項の条件を下記のとおり変更したので公告する。

令和8年6月9日

大阪税関長 日置 重人

記

名 称	J H S S株式会社（法人番号 1120001207770）
所 在 地	東京都品川区東品川2丁目3-14 東京フロントテラスF10
代 表 者	代表取締役 侯 書 棟
営 業 所 名	大阪営業所
所 在 地	大阪府大阪市北区東天満二丁目1-10 KOUTOKUビル401号
許 可 条 件	「許可期間は、令和8年6月22日までとする。」を 解除する。